

宮崎県障がい者スポーツクラブ設置運営要綱

昭和55年4月1日
福祉保健部障がい福祉課

1 目的

障がい者が、スポーツを通じて、その適性及び健康状態に応じ、体力の維持向上と機能の回復に努めるとともに、社会活動への参加と自立への意欲を高めることにより、障がいの有無に関わらず、誰もが地域の一員として活躍できる共生社会の実現を目指す。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、宮崎県とし、宮崎県は当該事業を、宮崎県障がい者スポーツ協会（以下「協会」という。）に委託して実施するものとする。

3 クラブの定義

この要綱において、障がい者スポーツクラブ（以下「クラブ」という。）とは、スポーツを愛好する障がい者がそれぞれの地域において上記目的を達成するために組織しており、障がい者スポーツの向上に寄与すると認められるものであって、次に掲げる要件をいずれも具備するものをいう。

- (1) 個人競技は5名以上、団体競技については競技会に出場できる人数以上であること。
- (2) 健全者が所属している場合、構成員総数の半数未満であること。

4 クラブ設置

クラブは、次に掲げる要件を具備しているものとする。

- (1) クラブの会則を整備していること。
- (2) クラブの責任者のもとで、健全かつ活発に活動していること。
- (3) クラブ会員の過半数が県内に在住していること。
- (4) クラブ会員がスポーツ傷害保険に加入していること。

5 クラブの設置届出

クラブを設置したときは、次の書類を協会会長に提出するものとする。

- (1) 宮崎県障がい者スポーツクラブ設置届出書（別記様式第1号）
- (2) クラブ会員名簿（別記様式第2号）
- (3) 活動状況報告（計画）書（別記様式第3号）
（活動実績のない場合は計画書とする）
- (4) クラブ会則

6 クラブの名称等の変更届

次に掲げる事項に変更のあったクラブは、その都度、変更届出書（別記様式第4号）を協会会長に提出するものとする。

- (1) クラブの名称
- (2) クラブの所在地
- (3) 責任者の氏名
- (4) 責任者の住所
- (5) クラブの構成員

7 クラブの解散届

クラブを解散したとき及び第3項各号に定める要件を欠くに至ったときは、速やかに解散届出書（別記様式第5号）を提出するものとする。

8 障がい者スポーツ活動支援事業補助金について

- (1) 第5項により設置届出をしたクラブが、標記補助金の交付決定を受けた場合、同補助金交付要綱に基づき実績報告を提出するものとする。
- (2) その他補助金に関することは、同補助金交付要綱によるものとする。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年3月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年1月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。